

第5編 実現化方策編

1. 実現化方策の基本的考え方
2. 都市計画マスタープランの運用・見直しについて
3. 都市計画マスタープランの進行管理
4. 協働のまちづくりに向けた取組

1 実現化方策の基本的考え方

阿見町都市計画マスタープランは、都市計画・都市整備の総合的な指針である全体構想、地域別構想、重点プロジェクトによって構成されています。

本計画の内容は、本町のまちづくりの総合的指針である第6次総合計画と整合し、都市計画・都市整備分野を具体的に推進していくための計画としての位置づけがあります。

本計画に位置づけた施策・事業を着実に推進していくためには、本計画を適正に運用し、着実な進行管理を進めていくことが重要です。

更に、計画策定後の取組として「短期、中長期の整備プログラム」、「立地適正化計画の策定に向けて」を参考として示します。

- 1) 都市計画マスタープランの運用・見直し
 - 2) 都市計画マスタープランの進行管理
 - 3) 協働のまちづくりに向けた取組
- 参考 1) 整備プログラム
参考 2) 立地適正化計画の策定に向けて

2 都市計画マスタープランの運用・見直しについて

(1) 関係各課との横断的な取組の推進

本計画に位置づけられる施策・事業は、複数の関係部局にまたがっており、計画を総合的に推進していくためには、全体的な土地利用や市街地整備のスケジュールを前提に、関係部局が横断的に連携して施策に取り組んでいくことが重要です。また、環境、福祉、教育など広く関連する部局との連携も必要であることから、関係部局間の総合連携、情報共有を図っていきます。

(2) 制度の効果的な活用

本町のまちづくりを迅速に推進するための法制度の効果的な活用として、都市計画法をはじめ、都市再生法、都市再生特別措置法や国が示す計画、ガイドラインなどに対応し、本町のまちづくりに適した制度・手法、補助事業などを適切に選択して整備を推進していきます。

(3) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、20年後の将来を展望した長期計画であるため、全体構想の中間見直しは10年後を基本としますが、平成30年度～平成32年度にかけて、広域的なプロジェクト（荒川本郷地区・阿見吉原地区）の進捗・終了が見込まれるため、地域別構想については策定後5年を目途に必要な応じた部分見直しを図ります。



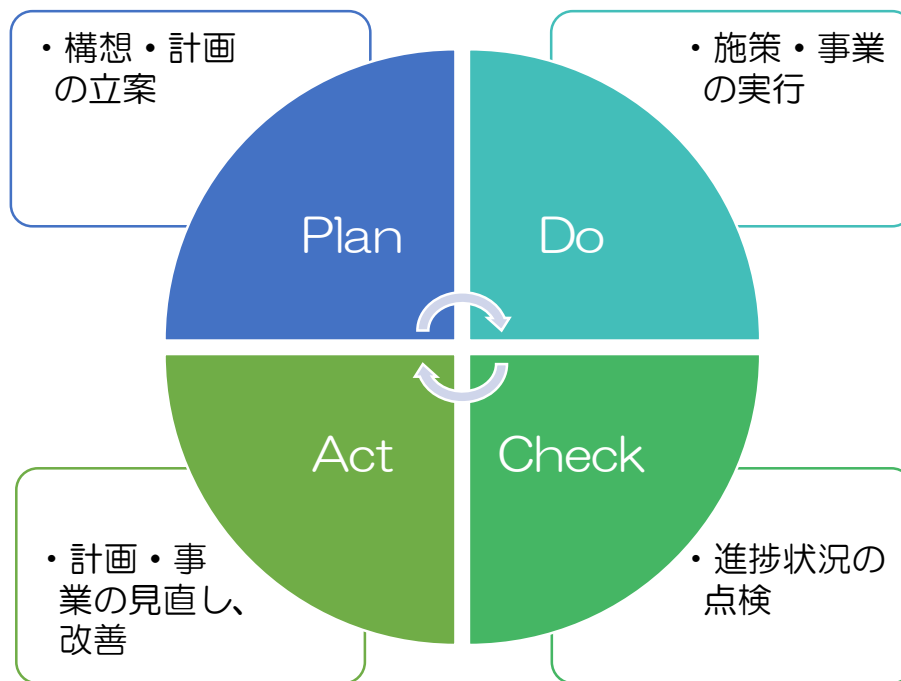
3 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランでは、具体的に位置づけた事業について着実に実施していくことが求められます。

町では平成13年度より「行政評価システム」を導入しており、都市計画マスタープランの進行管理においても「行政評価システム」と連動しながら実施していくことが重要です。

進行管理にあたっては、PDCAサイクル^{※25}により、Plan→Do→Check→Actの循環を確立し、計画の実効性を確保し、まちづくりを推進していくものとします。

PDCAサイクルは、年度ごとの進行管理に活用するとともに、中間見直しなどの際には、施策・事業だけでなく、計画内容の見直しにも活用していきます。



※25：PDCAサイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）は、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つである。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいう。

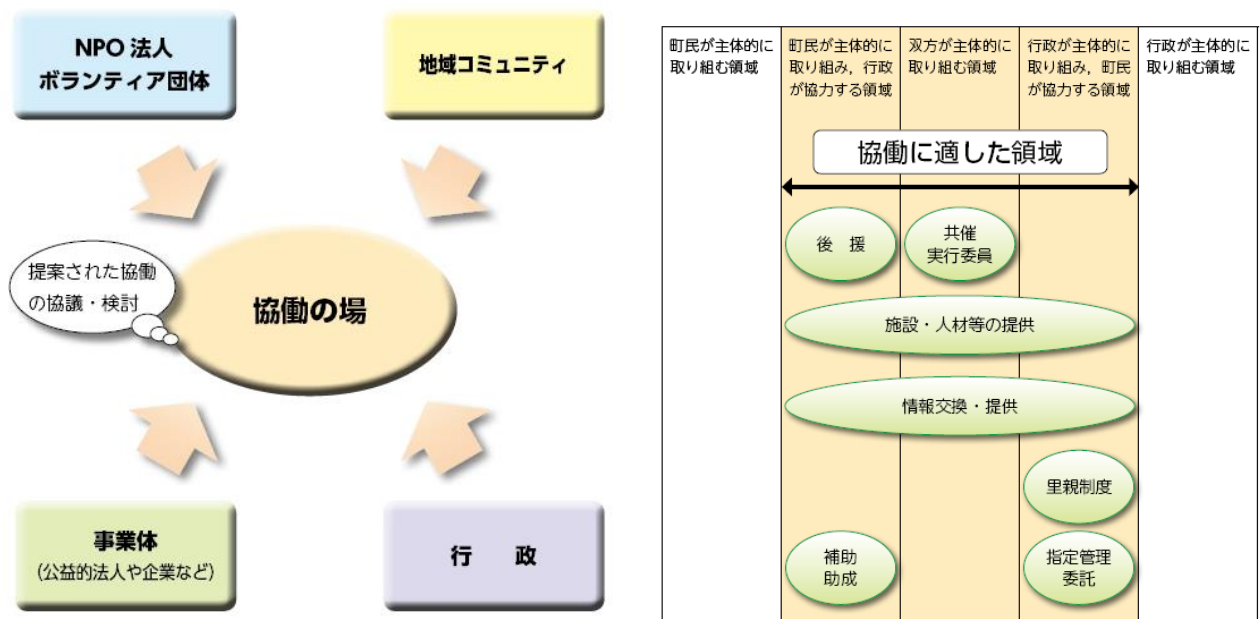
4 協働のまちづくりに向けた取組

まちづくりの分野では、これまでも様々な協働の取組が進められてきました。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するためには、これまでの取組を発展させ、町民・地域・企業等の連携の強化を図っていくことが求められています。

これまでの取組をベースとしながら、「阿見町協働の指針（平成 24 年 3 月）」の考え方に基づき、NPO 法人、ボランティア団体、行政区（コミュニティ）、ふれあい地区館、企業などの事業体や多様な組織との協働を進めていきます。

(1) 協働の推進の考え方



出典：阿見町の協働の指針より

(2) 都市計画マスタープランにおける協働の考え方

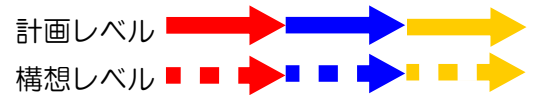
都市計画分野における協働のまちづくりについては、都市施設を中心に進められています。具体的には公園をつくる際に、設計段階から住民参加を目的としたワークショップを実施するとともに、整備後については管理を担う里親制度を積極的に進めています。また、ガーデンシティ湖南では、建築協定により、良好なまちなみの維持が図られています。

今後は、阿見町の協働の指針などを踏まえながら、多様な主体による町民参加を展開していく必要があります。具体的には、地域別まちづくり方針の「地域によるまちづくり活動の促進」に連携の方針が示されており、実施可能な取組から、着実に実施・継続していくものとしします。

また、阿見町協働の指針に示されている「協働事業・政策提案制度」を活用したまちづくり活動での協働を目指し、地域コミュニティやボランティア団体等の政策提案に対し、アドバイスや資料提供などの支援を進めます。

参考 1)整備プログラム

都市計画マスタープランの全体構想に示す部門別方針について、土地利用、市街地開発事業等、集落のまちづくり、都市施設整備、景観形成、防災などそれぞれの分野ごとに実施する主な取組の短・中長期のプログラムは以下に示す通りです。



区分	概要	短期 (概ね 5年)	中期 (概ね 10年)	長期 (概ね 20年)
■自然との調和、快適で暮らしやすい居住環境、持続可能なまちを目指した土地利用の推進・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 荒川本郷地区の基盤整備の推進と民間開発等の誘導による計画的なまちづくりの推進 阿見吉原地区における地区整備の着実な進行 牛久阿見インターチェンジ周辺区域への物流機能立地に向けた検討 上本郷中根区域の将来市街地の検討 			
■活力を維持するための集落地のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 区域指定制度の導入検討 集落拠点を中心とした集落連携ゾーンの形成 			
■都市施設の整備 ・都市計画道路の整備 ・公共交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> 現況に即した都市計画道路の見直し 都市計画決定済みの都市計画道路の整備促進 都市計画道路構想路線の整備検討 公共交通ネットワークの構築検討 			
■都市施設の整備 ・下水道の整備 ・河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備(事業計画区域 1280.7ha) 雨水排水処理の推進、水質浄化・きれいな霞ヶ浦の創出 			
■都市施設の整備 ・公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園の密度が低い既存の市街地における公園の整備推進 阿見吉原地区における都市公園の整備促進 荒川本郷地区における都市公園の整備推進 			
■質の高いまちなみの形成を目指した景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 市街地景観の形成(良好なまちなみ創出のための生垣の助成や町民の森の維持・管理) 沿道景観の形成(景観形成道路における良好な景観誘導) 			
■防災の視点にたったまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 震災・風水害対策に沿った都市基盤の整備(緊急輸送道路の優先的整備・河川の治水整備等) 			
■横断的なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生型まちづくりを目指した、低炭素まちづくりの推進 公共施設の総合的かつ計画的な管理と連携したまちづくりの推進 空き家対策の推進 			

参考2)立地適正化計画の策定に向けて

人口の急激な減少や高齢化が進むなか、我が国の都市における今後のまちづくりは、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通の充実によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方で進めていく方向性となってきています。都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むために改正されました。

本町においても、都市計画マスタープランの策定を受け、更にその高度化版である立地適正化計画の策定を見据えた検討が必要となっています。

1. 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

2. 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める。

3. 都市計画と民間施設誘導の融合

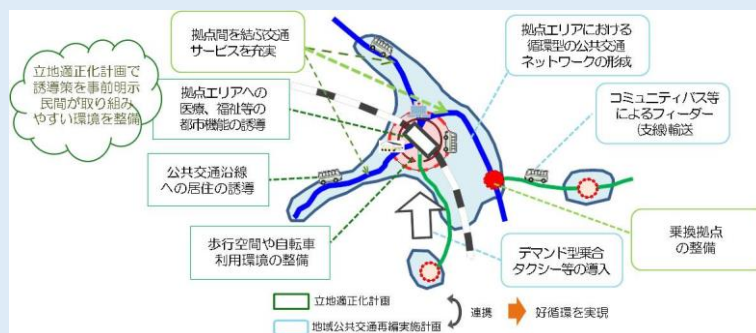
民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能。

4. 市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要である。都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待される。

5. 市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能。



6. 時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に併せて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になる。

7. まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進める。

出典：立地適正化計画の概要より

